（軽微な変更）

第五十条　法第四十七条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第四十六条第四項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

二　前号に掲げるもののほか、連携省エネルギー計画の実施に支障がないと経済産業大臣が認める変更

2　法第四十七条第二項の規定により認定連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定者は、様式第十七による届出書を提出して行わなければならない。

［新設］

（認定連携省エネルギー計画の認定の取消し）

第五十一条　経済産業大臣は、法第四十七条第三項の規定により認定連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八による書面を当該認定が取り消される認定者に交付するものとする。

［新設］

（定期の報告）

第五十二条　法第四十九条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第十九による報告書一通を提出してしなければならない。

［新設］

第五十三条　法第四十九条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　エネルギーの種類別の使用量及び販売した副生エネルギーの量並びにそれらの合計量（法第四十六条第四項（法第四十七条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二　生産数量（これに相当する金額を含む。）又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第四十六条第四項（法第四十七条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

三　エネルギーの使用の効率（法第四十六条第四項（法第四十七条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

（確認調査の申請）

第五十四条　法第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項又は第八十三条第一項に規定する確認調査を受けようとする者は、登録調査機関の定めるところにより、確認調査申請書を当該登録調査機関に提出しなければならない。

（調査事項）

第五十五条　法第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項又は第八十三条第一項に規定する確認調査は、前年度における第三十七条各号に掲げる事項について行うものとする。

（書面の交付）

第五十六条　法第八十条第二項、第八十一条第二項、第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定による書面の交付は、様式第二十による書面を交付して行うものとする。

（報告）

第五十七条　法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項又は第八十三条第三項の規定による報告は、様式第二十一による報告書一通を提出してしなければならない。

（確認調査の申請）

第二十三条　法第二十条第一項に規定する確認調査を受けようとする者は、登録調査機関の定めるところにより、確認調査申請書を当該登録調査機関に提出しなければならない。

（調査事項）

第二十四条　法第二十条第一項に規定する確認調査は、前年度における第十八条各号に掲げる事項について行うものとする。

（書面の交付）

第二十五条　法第二十条第二項の規定による書面の交付は、様式第十による書面を交付して行うものとする。

（報告）

第二十六条　法第二十条第三項の規定による報告は、様式第十一による報告書一通を提出してしなければならない。